

写

財 第 1 4 2 2 号
令和元年9月6日

各 局 長
企 業 庁 長 } 殿

総 務 局 長

令和2年度当初予算の編成について（依命通知）

令和2年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第3条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

問合せ先
財政課予算編成グループ 大西
内線 2263

第1 本県の財政状況

1 令和元年度の財政状況

- 歳入面では、県税収入について、米中貿易摩擦に伴う企業収益の悪化などにより、現時点では予算計上額の確保が厳しい状況にあり、今後の税収動向を注視していく必要がある。
- 加えて、歳出面でも、年度後半の追加財政需要に対応する必要があることから、引き続き慎重な財政運営を行っていかなければならない。

2 令和2年度の財政見通し

- 県税収入については、地方消費税は税率引上げの影響の本格化により増収となるものの、世界経済の先行きの不透明感から企業収益の回復が見込めず、税交付金等を含めた実質ベースでは減収が見込まれる。
- こうした実質ベースの県税収入の減に伴い、地方交付税及び臨時財政対策債は増額となる見通しである。一方で、近年の予算編成は、前年度の税収増などを活用することにより財源不足を補ってきたが、現在の税収動向を踏まえると、こうした「臨時的な財源」は見込めないことから、歳入全体としては大幅な減額となる見通しである。
- また、歳出面では、急速な高齢化や幼児教育・保育の無償化などにより、介護・医療・児童関係費が増額となる見込みである。
- 以上のことから、令和2年度は、現段階で概ね700億円の財源不足が見込まれている。これまでのような税収増が見込めない中であって、前年度より更に財源不足額が拡大しており、本県財政は、例年以上に厳しい状況にある。

第2 予算編成方針

- 厳しい財政状況の下にあっても、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に掲げるプロジェクトを着実に推進するとともに、県政が直面する諸課題、特に県民生活に深く関わる喫緊の課題に的確に、かつ、スピード感を持って対応し、その成果を確実に県民に届けるため、各局長は、以下に示す9つの視点を徹底して予算を要求すること。
- なお、予算要求後の社会経済情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整する。

1 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- 厳しい財政状況や働き方改革の観点等を踏まえ、「第2期 行政改革大綱」に基づき、より効果的な事業に資源（予算・人・時間）を重点的に配分するため、これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、廃止や休止を含めた施策・事業の見直しを行うとともに、事業の優先順位を見極めること。

- また、毎年度多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、すべての事業について、真に必要な事業費を見積ること。
- なお、施策・事業の構築に当たっては、県内の経済のエンジンを回し、収入増を図るといった視点や、将来の県の支出を抑制するために、今必要なことに取り組むといった視点での検討も行うこと。

2 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

- 成果重視の予算編成を行うため、「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の考え方にに基づき、検証可能な成果目標（アウトカム）を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすること。
- また、これまでの予算編成において設定した成果目標等を踏まえ、事業の成果を徹底的に検証し、より効果的な施策・事業を構築すること。

3 財源の重点的配分

- 要求限度額については、あらかじめ抑制した上で設定しているが、個々の事業を一律に削減するのではなく、真に必要な施策・事業に財源を重点的に配分すること。

4 政策レビュー対象事業の精査

- 政策レビュー対象事業は、既存事業の抑制により確保した貴重な財源を活用して実施するものであることを踏まえ、知事ヒアリングの場や結果通知などで示された課題を解決するとともに、事業内容を精査し、経費を最大限削減した上で要求すること。
- また、クロス施策など、部局横断的に展開すべき事業については、より効果を発揮できる事業となるよう、関係部局と十分に連携すること。

5 施設等の計画的な整備

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。
- なお、個別施設計画については、令和2年度までに策定することとなっているが、策定していない施設は、前倒しで計画を策定するなど、将来的な施設の在り方について方向性を明らかにすること。

6 現場主義の徹底と安易な委託の禁止

- 政策の立案や実施に当たっては、職員自らが、しっかりと現場の声を聴き、県民目線に立った施策・事業を構築すること。

- また、調査業務等の委託を検討する場合には、必要性や効果を十分に見極め、安易に委託することは厳に慎むこと。

7 国の動向の的確な把握

- 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算編成に反映すること。
- 特に、「新しい経済政策パッケージ」や「社会保障制度改革」については情報収集に努め、将来に過度な負担が生じない制度構築を行うよう関係省庁に働きかけること。

8 歳入の確保

- 「第2期 行政改革大綱」において、「収入確保のための取組を推進する」とされていることを踏まえ、民間資金等の確保や県有施設の有効活用に積極的に取り組むこと。
- また、国庫補助事業については、これまで以上に情報収集に努め、極力国庫補助を活用できるよう関係省庁等と折衝するとともに、事業費確保を働きかけること。特に、地方創生に係る交付金は積極的に活用すること。

9 議会からの指摘等の適切な反映

- 予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを適切に反映すること。

第3 予算見積りの基準

- 既に令和2年度の各事業費の所要額を把握しているが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示するので、各局は、その範囲内で予算を見積ること。
- なお、細部については、別途通知する「令和2年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」及び「令和2年度予算編成基準」を参照すること。
- また、特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めること。